

第二次通学路安全対策推進行動計画(案)

～子ども達が安全に通学できる街へ～

(平成26年度～平成27年度)

見直し版

平成26年 月改定

鎌ヶ谷市

目 次

1	計画の見直しについて	・・・ 1
2	計画策定の背景	・・・ 1
3	見直しによる計画策定の趣旨	・・・ 1
4	計画の期間	・・・ 2
5	計画の進行管理と計画期間後の通学路の環境整備	・・・ 2
6	計画体系図（見直し後）	・・・ 3
7	取り組み項目（見直し後）	
	（1）通学路の指定の側面から子どもを守ります	・・・ 4
	（2）地域との協働で取り組む安全対策の側面から子どもを守ります	・・・ 6
	（3）安全指導の側面から子どもを守ります	・・・ 9
	（4）通学路環境の側面から子どもを守ります	・・・ 14

1. 計画の見直しについて

鎌ヶ谷市では、平成18年度に通学路の環境整備を進めるために、第一次通学路安全対策推進行動計画を策定しました。

また、平成23年度には、引き続き児童生徒の安全確保のための第二次通学路安全対策推進行動計画を策定し、様々な取組みを行っています。

平成25年度は、第二次通学路安全対策推進行動計画の中間年にあたり、計画の見直しを行いました。

2 計画策定の背景

近年、学校内外における児童生徒の安全・安心の確保は重要課題となり、本市においても、小中学校や地域の方と共に、それぞれの役割の中で、通学路の整備、登下校指導や防犯パトロールの強化、門扉の管理の徹底などの対策に取り組む、児童生徒の安全確保に努めています。

しかしながら、このような安全確保のための取組みにもかかわらず、依然として、全国で児童生徒が犠牲となる憂慮すべき事件・事故が発生しており、その内容も多様化・凶悪化しています。

こうした状況の中で、平成24年4月に京都府で登校中の児童の列に車が突っ込み、10名が死傷する事故が起きました。

その後も、全国で通学中の児童が犠牲になる痛ましい事故が続きました。これを受けて、警察、道路管理者、小中学校関係者及び教育委員会による通学路緊急合同点検が実施されました。

この緊急合同点検を受けて、危険と思われる通学路について、安全対策を施すなどの整備が行われましたが、さらに、交通安全上及び防犯上の対策を計画的に進めていくことが求められています。

また、児童生徒の交通事故については、自転車運転時の占める割合が増加傾向にあることから、児童生徒に対するより実践的な安全指導・安全学習が重要となっています。

以上の背景から、通学路の安全・安心の確保にあたっては、ソフト面、ハード面、さまざまな視点から取り組んでいく必要があります。

3 見直しによる計画策定の趣旨

計画の見直しでは、4つの推進項目の18の取組み項目について点検を行い、計画の今後の取組みについて策定をしました。

4つの推進項目のうちソフト面の(1)「通学路の指定の側面」、(2)「地域との協働で取り組む安全対策の側面」、(3)「安全指導の側面」の3項目については、通学路の基本的な考え方を示した「通学路に関する指針(平成18年

度鎌ヶ谷市教育委員会制定)の活用」、学校差なく指導が徹底されるように指導方法等を示した「安全指導マニュアル(平成19年度鎌ヶ谷市立小中学校編)の活用」、犯罪を未然に防ぐ「青色防犯パトロールカーの配置」や自転車事故防止のための「子ども自転車安全運転講習会の実施」など安全指導や防犯活動を充実させてきました。

今回の見直しでは、中学生を対象とした交通安全指導の徹底を目的に「安全指導の側面」の項目に、「自転車マナーアップ隊活動実施」、「スケアード・ストリート交通安全教室の実施」の2項目を取り組み項目に新たに追加しました。

一方、ハード面の(4)「通学路環境の側面」では、毎年、小中学校やPTAからの要望に基づく通学路整備に加え、平成24年度に実施した緊急合同点検では、通学路の危険個所について、安全施設の設置等を行っており、一定の成果が見られています。

しかしながら、小中学生の交通事故の発生件数についてみてみますと、平成23年が58件、平成24年が53件とほぼ横ばいで推移していることから、今後も引き続き小中学校、PTA、地域の方々と協力して通学路整備を行っていく必要があります。

また、より安全な通学路環境を目指すために、警察が指定を行う「ゾーン30」について、新たに「ゾーン30指定の要請」を取り組み項目に追加しました。

以上の成果及び課題を検証しつつ、新たな取り組みを追加することにより、児童生徒が安全に通える通学路の環境整備を充実するために今後2年間の計画を策定いたしました。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度及び平成27年度の2年間とします。

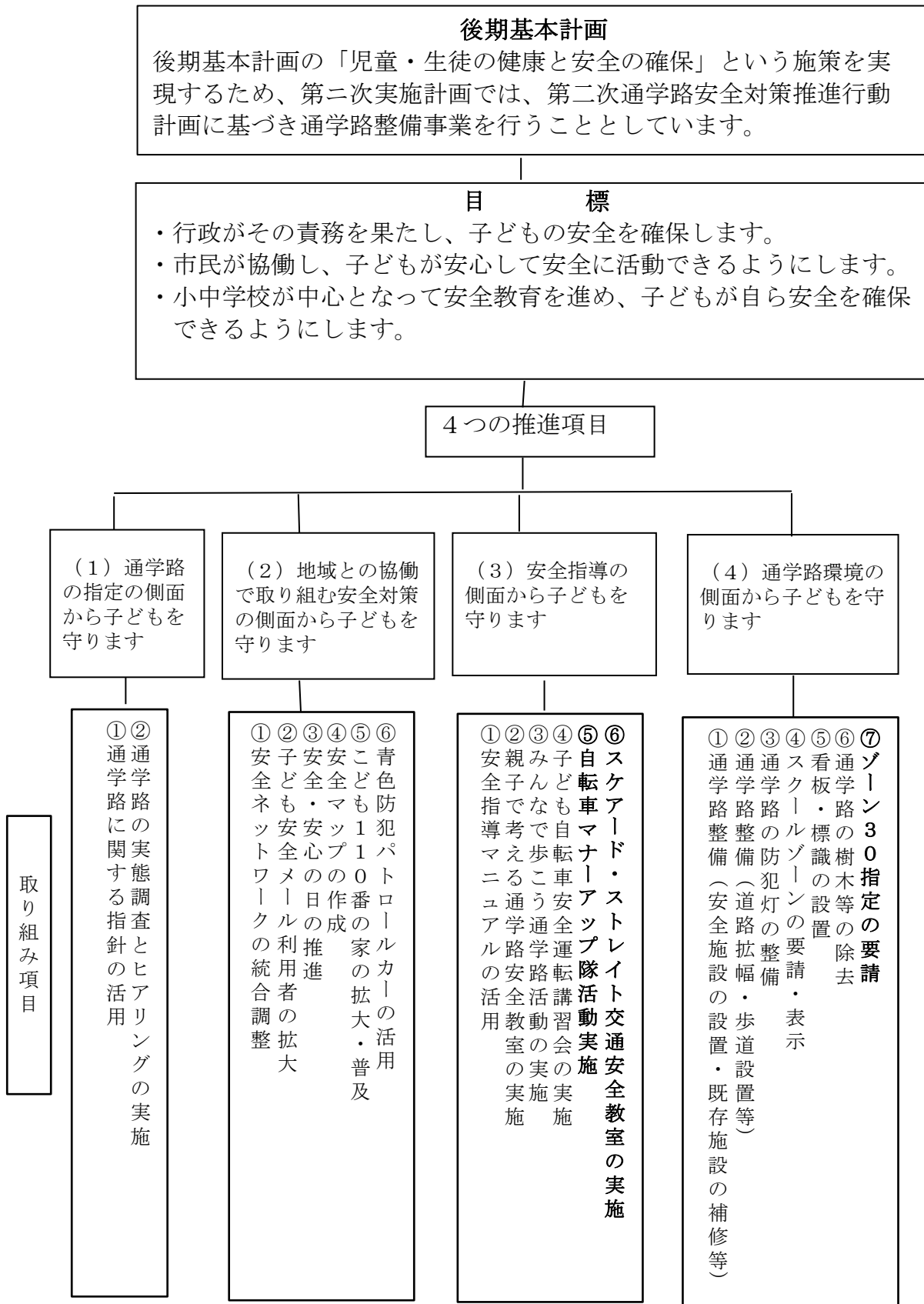
5 計画の進行管理と計画期間後の通学路の環境整備

この計画の進行管理は、「鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会」の意見を参考にしながら、教育委員会が行います。

この計画は、平成27年度に終了しますが、児童生徒が安全に通える通学路整備は、計画期間終了後も継続して取り組んでいく必要があります。

平成28年度以降の通学路の環境整備については、計画に取り組む過程で培ってきた地域のみなさまとの一体的な協働、関係各課との連携強化、小中学校との協調関係を維持して環境整備に取り組むために、鎌ヶ谷市通学路安全対策推進委員会で予算のあり方を含めた新たな仕組みづくりを検討することとします。

6 計画体系図 (見直し後)



※太字の項目は、見直し版策定によって新規で追加した取り組み項目です。

7 取り組み項目 (見直し後)

(1) 通学路の指定の側面から子どもを守ります

項目	①通学路に関する指針の活用	関係部署	学校教育課									
内容	<p>通学路に関する基本的な考え方、指定の手順、指定の要件、指定に関わる関係機関・小中学校との協議のあり方、児童生徒への指導・周知等を明確にした通学路の指針を平成18年度に制定しました。この指針と通学路指定の手順に則って、安全な通学路を指定します。</p> <p>【通学路指定の手順】</p> <p><点検> 通学路に関する指針と通学路指定の手順に則って、平成24年度に鎌ヶ谷小学校及び初富小学校で指定通学路を追加しました。</p> <p><取り組み> 今後も計画のとおり、安全な通学路を指定します。</p>											
	<table border="1"> <tr> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </table>	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	実施	実施	実施	実施	実施	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度								
実施	実施	実施	実施	実施								

項目	②通学路の実態調査とヒアリングの実施	関係部署	学校教育課		
内 容	<p>小中学校では、毎年、通学路の現状を把握するため通学路の実態調査を実施しています。</p> <p>より安全な通学路を指定し、より安全な通学路を確保するために、小中学校で実施した実態調査をもとにして、小中学校と行政がヒアリングを行い、危険箇所及び改善要望箇所については速やかに現地調査を実施し、通学路の指定に反映させていきます。</p> <p><点検> 年度毎に小中学校で実施した実態調査をもとに、ヒアリングを行い、危険箇所及び改善要望箇所の現地調査を実施し、通学路の指定や整備に反映させました。</p> <p><取り組み> 今後も小中学校と連携し、危険箇所及び改善要望箇所を明確にしていき、通学路指定に反映させていきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

(2) 地域との協働で取り組む安全対策の側面から子どもを守ります。

項目	①安全ネットワークの統合調整	関係部署	学校教育課			
内容	<p>小中学校では、登下校時における児童生徒の安全を守るため、保護者及びボランティアの方によるパトロールや登下校の安全指導を行っています。</p> <p>そして、地域全体で子どもを見守り犯罪や事故を未然に防ぐため、小中学校で行っている地域の方々との交流や懇談会等を通じて、関係団体への参加を依頼し、継続的にパトロールできる人数を確保していきます。</p> <p>こうしたパトロール参加者の長期的・効果的な活動を支援するため、各中学校区を安全ネットワークとして統合・調整し、学校による総会を実施します。</p> <p>総会では、小中学校、保護者、ボランティア参加者などから通学路における危険箇所や不審者情報等について意見を伺い、小中学校間で情報を共有できるようにしていきます。</p> <p><点検> 小中学校では平成25年度末時点で保護者や地域のボランティアの方々、約2,800人が登下校時の安全指導などに関わっています。こうしたボランティアの効果的な活動を支援するため、毎年度、中学校区ごとに総会（安全ネットワーク会議）を開催し、通学路における危険箇所や不審者情報等について意見聴取、情報交換を行いました。</p> <p><取り組み> 今後も小中学校、保護者、ボランティア等の参加者からなる総会（安全ネットワーク会議）を開催し、通学路における危険箇所や不審者情報等について情報共有していきます。</p>					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		実施	実施	実施	実施	実施

項目	②子ども安全メール利用者の拡大	関係部署	生涯学習推進課			
内容	<p>平成22年12月現在約6,300名の登録があります。小中学生の保護者だけでなく、地域の方の登録も増やし、地域全体で子どもを見守る体制を作っていきます。</p> <p>また、利用者の拡大を図るため広報かまがや、市ホームページ、青少年センター広報誌等を通じて、定期的・積極的にPRを行います。</p> <p><点検> 平成23年度は916名、平成24年度は559名の新規登録がありましたが、平成25年7月に配信停止、受信拒否、メールアドレス不在の利用者の整理を行い、平成25年度末時点の利用数は約5,100名になりました。</p> <p><取り組み> 今後も利用者の拡大を図るため、広報かまがや、市ホームページ、青少年センター広報等を通じて、定期的・積極的にPRを実施していきます。</p>					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		実施	実施	実施	実施	実施

項目	③安全・安心の日の推進	関係部署	学校教育課		
内容	<p>毎月10日と定めている「安全・安心の日」を中心に、小中学校は児童・生徒に向けて啓発的な活動を行い、意識の高揚を図ります。避難訓練、不審者侵入対策訓練、緊急通報システムの点検、自転車通学対象者の自転車点検などの活動は定期的に行うように推進します。</p> <p>また、これらの活動は、広報かまがや、小中学校のホームページ、学校便り等に掲載し、保護者の方や地域の方への啓発も行います。</p> <p><点検> 毎月10日と定めている「安全・安心の日」に小中学校で校門前に「安全安心の日」という旗を掲げ、朝の会や帰りの会で意識づけを図ったりして児童生徒に啓発的な活動を行うとともに、避難訓練、不審者侵入対策訓練、緊急通報システムの点検、自転車の点検などを定期的に行いました。</p> <p>また、これらの活動について、小中学校のホームページに掲載したり学校便りなどで保護者や地域の方への啓発活動も行いました。</p> <p><取り組み> 今後も「安全・安心の日」について、小中学校は児童生徒に向けて啓発的な活動を進めるよう指導・助言を行っていきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施	実施	実施	実施	実施

項目	④安全マップの作成	関係部署	学校教育課 生涯学習推進課		
内容	<p>安全マップは、青少年センター作成の子ども防犯マップを基に小中学校で作成しています。</p> <p>例えば、学区を大きくしたものに危険箇所をわかりやすく記入するなど、それぞれに工夫して安全マップを作成し、危険箇所を明確にしています。</p> <p>作成した安全マップは、児童生徒のよく目につく場所に掲載して防犯意識の高揚を図り、犯罪抑止力を高めます。また、職員やPTA補導部の安全指導・登下校指導として活用したり、長期休業前に保護者へ配布するなど、情報の共有化を図ります。</p> <p><点検> 「安全マップ」は各学校にて作成しています。毎年度新しい情報を付け加えるなど更新し、危険箇所や防犯情報を明示しています。学校内に掲示することで、児童生徒の目に止まり、児童生徒の安全確保に役立てています。また、学校だより等で保護者とも情報の共有を図っています。</p> <p><取り組み> 防犯意識の高揚を図り、犯罪抑止力を高めるため、今後も随時更新したものを学校内掲示等子どもたちの目につく場所に掲載していきます。また、学校だより等で保護者と情報共有を図っていきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施	実施	実施	実施	実施

項 目	⑤こども110番の家の拡大・普及	関係部署	生涯学習推進課	
内 容	<p>平成9年の整備以来、地域の住宅事情や、通学路の状況、登録者の実態も変化してきました。そのため平成19年度に低学年児童にも分かりやすいプレートになるようにデザインを一新しました。</p> <p>平成22年12月現在約1,000件が「こども110番の家のプレート」の設置に協力して頂いています。今後も関係機関等の協力を得て、広報かまがや、市ホームページ等による積極的なPR活動を行い、設置協力者の拡大と制度の普及を図ります。</p> <p><点検> 広報かまがや、ホームページによるPR活動を行い、「こども110番の家」は平成25年度末時点で約1,200件の方にプレート設置の協力をいただいています。</p> <p><取り組み> 今後も関係機関等の協力を得て、後期基本計画目標値を達成するよう設置協力者の拡大を図ります。また、他の中学校区と比べて設置箇所の少ない学区を重点的に設置の拡大を図ります。</p>			
	23年度	24年度	25年度	26年度
	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	⑥青色防犯パトロールカーの活用	関係部署	学校教育課	
内 容	<p>平成19年度より各中学校区に1台の青色防犯パトロールカーを配置し、登下校時を中心とした地域の安全パトロールを実施しています。</p> <p>青色防犯パトロールカー5台を効率的に活用するためローテーション表を作成して、各小中学校2～3週間ずつ活用できるように配置します。又、配置時には1日2回運行することを目標に各小中学校で計画書及び活動状況報告書を作成し、計画的な運行を図ります。</p> <p><点検> 各中学校区に1台の青色防犯パトロールカーを配置し、各中学校区内の小・中学校でローテーション表を作成し、効率的にパトロールを実施しています。また、各小中学校で活動計画書及び活動状況報告書を作成して計画的な運行を実施しており、平均して1日2回程度運行しています。</p> <p><取り組み> 今後も青色防犯パトロールカーを効率的に活用するため、引き続き計画的な運行を実施していきます。</p>			
	23年度	24年度	25年度	26年度
	実 施	実 施	実 施	実 施

(3) 安全指導の側面から子どもを守ります

項目	①安全指導マニュアルの活用	関係部署	学校教育課	
内 容	<p>平成19年度に具体的、実践的ですがすぐに役立ち、学校差なく指導が徹底されるように安全指導マニュアルを作成しました。安全指導マニュアルは、実施すべき内容を具体的に示しており、実施すべきことを確実に実施したかどうかの検証をするチェック項目を盛り込むことを基本として作成しました。具体的内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学路上の危険箇所（ヒヤリハット）をチェックする方法 ・安全マップの作成方法 ・児童・生徒の防犯意識を高める指導 ・保護者の防犯意識を高める指導 ・被害に遭った時の対応 <p>この安全指導マニュアルは、小中学校に配布され学級活動の安全指導の中で活用しています。</p> <p>今後、小中学校での利用状況や内容の改善等について安全主任講習会等で協議し、更に安全指導マニュアルの充実を図ります。</p>			
	<p><点検></p> <p>小中学校にて安全指導マニュアルを活用した通学路上の危険箇所への具体的な指導を行い、チェック項目を盛り込みました。危険箇所（ヒヤリハット）については継続的に情報の収集・公開を繰り返し行っています。</p> <p>安全マップの作成については、通学路実態調査や青少年センターや、保護者、地域やボランティアの方々からミニ集会などを通して収集した情報を反映させています。</p> <p>また、防犯意識を高めるために、危機回避能力の育成を教育活動全体で指導するとともに、保護者、地域に情報を発信しています。</p> <p><取り組み></p> <p>今後も安全指導マニュアルを活用した安全指導を継続して実施します。</p>			
	23年度	24年度	25年度	26年度
実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	②親子で考える通学路安全教室の実施	関係部署	学校教育課		
内 容	<p>保護者会等で保護者と児童生徒と一緒に参加し、危険の種類や危険箇所の確認等を行い、各家庭、地域での児童生徒の安全指導に役立てていきます。</p> <p>小中学校の実態に応じて、より効果的な内容を考えるとともに、引き続き保護者会等の機会をとらえて保護者に積極的な参加を呼び掛け、通学路安全教室等を実施します。</p> <p><点検> 避難訓練の児童生徒を引き渡しの際に、帰路にて通学路の危険箇所を親子で確認しています。また、入学式前に小中学校で実施される入学説明会の際、通学路について安全マップを活用し、説明をしています。その後、親子で通学路を確認しています。</p> <p><取り組み> 引き続き、通学路の安全について親子で考える機会を設け、児童生徒の安全指導に役立てていきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項目	③みんなで歩こう通学路活動の実施	関係部署	学校教育課		
内 容	<p>小中学校において、始業式や入学式以前に、職員で通学路及び学区内の探検を実施します。この探検から、通学に関する問題点の発見に役立てていきます。</p> <p>また、学級担任が決まったら、家庭訪問を実施し、その活動を通して、通学路の問題点を把握します。</p> <p>これらの諸活動により、通学路の危険箇所や、改善を要する箇所を見出し集約し、小中学校の教頭は集約の結果をまとめ、市教育委員会に報告をします。</p> <p>なお、緊急性のある箇所や小中学校で対処できるもの、自治会等へ呼びかけるものなどを分類し、迅速な対応を図っていきます。</p>				
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">職員が通学路・学区内を探検する</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">担任による通学路の確認</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">危険箇所や問題箇所の集約</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">市教育委員会へ (報告・改善)</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">保護者・地域住民へ (協力依頼)</div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">小中学校で (対応)</div> </div> <p><点検> 小中学校において、始業式や入学式以前に、職員による通学路及び学区内の探検を実施しています。また、学級担任は、家庭訪問を実施する際、児童生徒の通学路を確認しています。</p> <p>確認した通学路の危険箇所などは、小中学校で対処できるもの、市教育委員会へ報告するもの、保護者や地域へ呼び掛けるものを分類し対応しました。</p> <p><取り組み> 今後も学校職員による通学路の点検を引き続き実施していきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項目	④子ども自転車安全運転講習会の実施			関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内 容	<p>各小学校で実施していた自転車運転のための安全指導を統一して「子ども自転車安全運転講習会」として実施します。この講習会では交通ルール、自転車運転マナーを学び、児童一人一人が安全な自転車の乗り方など交通ルールを遵守することで交通事故の防止を図ります。又、講習会修了者に「自転車安全子ども免許証」を交付して安全意識の高揚を図ります。</p>				
	<p><点検> 「子ども自転車安全運転講習会」を平成23年度、平成24年度及び平成25年度において全小学校で実施し、講習会修了した児童に「自転車安全子ども免許証」を交付して安全意識の高揚を図りました。また、自転車事故が多い中学生を対象として、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れたスケアード・ストレイト交通安全教室を平成25年度に中学校で試験的に行いました。</p>				
	<p><取り組み> 交通事故防止、安全意識の高揚を図るため、今後も継続して実施していきます。 スケアード・ストレイト交通安全教室については、新たな取り組み項目として本計画に追加し、継続して実施していきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	⑤自転車マナーアップ隊活動実施(新規)			関係部署	学校教育課
内 容	<p>自転車の事故防止、安全運転の意識の向上を目的に、自転車通学を許可している中学校を対象に、生徒と鎌ヶ谷警察署員とで組織された「自転車マナーアップ隊」を設置し、「自転車マナーアップ隊」に所属する生徒が中心になり、登下校時に同校の生徒に対し交通安全を呼びかける活動を行います。</p> <p><点検> 自転車通学を許可している中学校を対象に、平成23年度に「自転車マナーアップ隊」を設置し、各校年間を通し計画的に活動を行いました。</p> <p><取り組み> 引き続き、自転車の事故防止、安全運転の意識の向上を図るため、活動を実施していきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	新 規	実 施	実 施	実 施	実 施

※平成23年12月からの新規事業です。

項 目	⑥スケアード・ストレイト交通安全教室の実施(新規)			関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内 容	<p>自転車による交通事故の多い中学生を対象として、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れたスケアード・ストレイト交通安全教室を実施し、交通事故防止への意識を高めます。市内5校の中学生が在学中に1回は参加できるよう、計画的に実施していきます。</p> <p>また、自転車通学を許可している中学校を対象に自転車安全教室を行います。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				新 規	実 施

(4) 通学路環境の側面から子どもを守ります

項 目	①通学路整備 (安全施設の設置・既存施設の補修等)	関係部署	学校教育課 道路河川管理課		
内 容	<p>P T Aの要望及び通学路実態調査などの要望に基づき、年間計画を作成し継続的に整備を実施します。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 見通しの悪い交差点で歩行者の安全を確保するためカーブミラーを設置します。 2 走行中の車両が歩道等に逸脱するのを防ぐために、ガードレールやポストコーン等を設置し歩行者を守ります。 3 路側帯にカラー舗装や路面標示を敷設することにより、ドライバーへの視覚的な安全対策を施します。 4 その他、児童生徒の登下校中の安全を確保するため関係機関と協力し、安全施設の設置を行います。 <p><点検> 毎年の計画やP T A要望及び通学路実態調査などの要望に基づき、計画にある各項目の通学路の整備を実施しました。 特に平成24年度は警察、道路管理者、小学校関係者の協力による通学路緊急合同点検を実施し、整備が必要な箇所について、中長期的な対策を除いて、整備を実施しました。</p> <p><取り組み> 引き続き、計画的に安全施設の設置・補修等を実施します。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	②通学路整備 (道路拡幅・歩道設置等)	関係部署	学校教育課 道路河川整備課		
内 容	<p>道路の拡幅や歩道の設置といった整備を実施します。</p> <p><点検> 平成24年度は3路線(市道1号線、市道12号線、市道49号線)の実施場所の決定(そのうち市道1号線、市道12号線を優先的に整備を行う)と、整備調査を実施しました。 平成25年度は市道1号線の地形測量、路線測量、縦断測量及び横断測量の実施とともに、市道12号線の地形測量、路線測量、縦断測量、横断測量、用地測量、道路詳細設計、交通量調査を実施しました。</p> <p><取り組み> 市道1号線については、平成26年度に予備設計、平成27年度に用地測量を行っていき、市道12号線については、平成26年度に用地取得に入っていきます。市道49号線については、市道1号線及び市道12号線の進捗状況を考慮し、事業計画を検討していきます。</p>				
		24年度	25年度	26年度	27年度
		実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	③通学路の防犯灯の整備			関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内 容	夕暮れ時や夜間の安全を確保するために、要望に基づき防犯灯を整備します。				
	<p><点検> 児童生徒の下校時間帯の安全確保のため、要望に基づき、平成23年度に2基（平成24年度、25年度は無し）の防犯灯を設置しました。</p> <p><取り組み> 今後も各要望に基づき現地調査を行い、該当自治会と協議の上、防犯灯の整備を行っていきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	④スクールゾーンの要請・表示			関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内 容	児童生徒の登校時間帯に小中学校周辺道路を通行する車両台数を少なくするため、要望を基に実態を調査し警察へ要請していきます。				
	<p><点検> 平成23年度、平成24年度及び平成25年度において、14箇所の要望がありましたが、実態を調査したところ、いずれも迂回路の確保、近隣住民の同意などの諸条件から困難な状況にあり、警察への要請には至りませんでした。</p> <p><取り組み> 今後も要望に基づき実態調査を行っていき、必要と判断した場合は警察への要請を行っていきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	⑤看板・標識の設置			関係部署	学校教育課 道路河川管理課
内 容	児童生徒の登下校の安全を確保するため通行車両に注意を喚起する看板や標識を設置します。				
	<p><点検> 児童生徒の安全確保のため、現地調査の上、通行車両に注意を喚起する看板及び標識を平成23年度は48基、平成24年度は51基、平成25年度は35基設置しました。</p> <p><取り組み> 今後も児童生徒の安全確保のため、現地調査の上、必要に応じて通行車両に注意を喚起する看板や標識を設置していきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	⑥通学路の樹木等の除去	関係部署	学校教育課 道路河川管理課		
内 容	<p>通学路の樹木等について、下記システムを活用して除去を行い、見通しをよくします。また、学校だよりや広報等を通じて地権者へ定期的な樹木除去の協力を呼びかけます。</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">樹木等の除去システム</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">小中学校</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; text-align: center;">市民</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市役所窓口（学校教育課）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地権者への連絡・除去等依頼</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">地権者処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; text-align: center;">地権者による 処理不能</div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">行政と学校、市民（PTA、地域住民）の協力</div> <p style="font-size: small;">行政が中心となり小中学校・市民（PTA、地域住民）と協力し対応する。</p> </div> </div> <p><点検> 児童生徒の通学路の安全確保のため、要望等に基づき、地権者へ樹木等の除去について依頼をしました。地権者による処理を除き、平成23年度は11件、平成24年度は9件の処理を行い、平成25年度は4件の樹木等の除去を行いました。</p> <p><取り組み> 引き続き、樹木等の除去システムに基づき、通学路の見通しを良くすることで安全を確保していきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実 施	実 施	実 施	実 施	実 施

項 目	⑦ゾーン30指定の要請（新規）	関係部署	学校教育課 道路河川管理課		
内 容	<p>通学児童生徒数、道路交通環境の実態及び要望を調査し、生活道路の密集する住宅地区内の道路を30Km規制とする「ゾーン30」の指定を警察へ要請します。</p> <p><点検> 平成25年度にゾーン30導入調査を行いました。</p> <p><取り組み> 平成26年度以降の指定に向け、警察と協議していきます。</p>				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			新 規	実 施	実 施

※平成25年度からの新規事業です。